

令和6、7、8年度 物品の調達等入札参加資格の変更届提出の手引き

新発田市が発注する製造の請負並びに物品の買入れ、修繕及び借入れ並びに業務の委託等に係る入札又は随意契約の協議に参加する資格をお持ちの方で申請内容等の変更が生じた方は、この手引きにより変更の手続きを行ってください。

1 対象者

令和6、7、8年度物品の調達等入札参加資格者名簿に登録のある方

2 受付期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

※受付日は、土・日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。

3 変更内容及び提出書類

（1）申請内容に変更がある場合

「資格審査申請書記載事項変更届出書（以下「変更届出書」）」に必要書類を添付し、提出してください。

変更事項	必須書類	該当する場合の書類
代表者の役職氏名	・変更届出書 ・登記事項証明書（写し可）	・資本関係・人的関係に関する変更届出書 ・委任状 ・使用印鑑届出書
本社（本店）の 商号・住所	・変更届出書 ・登記事項証明書（写し可）	・使用印鑑届出書
受任者の商号・ 住所・役職氏名	・変更届出書 ・委任状	・支店等に関する報告書 ※新発田市内の営業所等に契約の権限を 委任する方は、「6 準市内業者の認定 基準」を確認の上、提出してください。
使用印鑑	・変更届出書 ・使用印鑑届出書	
電話番号 FAX番号	・変更届出書	
希望する営業種目 の追加	・変更届出書 ※追加する営業種目（及び該当する取扱品 目・業務内容例示）と希望順位を記載し てください。 ※営業種目は15位まで追加可能です。 （営業種目の削除及び順位の変更はで きません。） ※変更内容は受付日の翌日から有効です。	・許認可・登録等の資格を証明する 書類（写し可） ・特約店等を証明する書類（写し可）

(2) 廃業等の場合

入札参加資格を受けた方が廃業等された場合は、20日以内に別紙「**廃業等届出書（第4号様式）**」を提出してください。

4 届出書の記入方法及び提出方法

(1) 記入方法

添付のデータに直接入力し、作成してください。手書きの場合はボールペン等を使用し、楷書で記入してください。申請者の欄はゴム印等を使用してもかまいません。

(2) 提出方法

下記「5 提出先」に書類を提出してください。また、受領書が必要な方は、受付印を押印しますので、変更届出書の控え等を添付してください。

5 提出先

(1) 申請書類を郵送する場合 〒957-8686 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市 契約検査課 物品契約係

(2) 申請書類を持参する場合 新発田市役所本庁舎6階 契約検査課 物品契約係

6 準市内業者の認定基準

(1) 準市内業者とは

新発田市に支店、営業所等（以下「支店等」という。）を有し、入札及び契約に関する一切の権限を本社から委任されている者

(2) 支店等の定義

- ① 新発田市税の未納がないこと。
- ② 支店等に恒常的に雇用している職員が1人以上勤務していること。
- ③ 支店等に商号を表す看板等を表示し、事務を遂行するため必要な設備、什器、事務用品等が備わっており、常時営業所等として利用していることが、社会通念上確認できること。
- ④ 常時連絡が取れる体制になっており（単なる取次ぎのパートや連絡員などしか配置していない場合は不可とする。）、電話、ファックスなどが他の営業所に転送されていないこと。

(3) 新規に準市内業者の申請をする場合

上記(2)に加え、別紙「**支店等に関する報告書**」の提出を義務付け、職員が現地確認を行う。